

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<b>発 行</b> 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	<b>発 行 日</b> 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則	1

-----  
 規 則  
 -----

高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年10月13日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第70号**

**高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則**

(趣旨)

**第1条** この規則は、高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成27年高知県条例第51号。以下「条例」という。）の規定に基づき、高知県立高知城歴史博物館の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

**第2条** 条例第20条の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第20条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第19条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要であると認める書類

3 条例第21条第3項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項

の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う指定管理者の指定の申請に必要な書類)

2 条例附則第2項の規定に基づき条例の施行の日前において行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、第2条第1項及び第2項の規定の例による。

## 別記様式（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

## 指定管理者指定申請書

高知県立高知城歴史博物館の指定管理者の指定を受けたいので、高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例第20条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	フリガナ				
	名称				
代表者の職・氏名	職名		フリガナ		
			氏名		㊟
主たる事務所の所在地	(郵便番号 - )				
	電話番号		ファクシミリ番号		
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 - )				
	電話番号		ファクシミリ番号		

## 関係書類

- (1) 高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例第20条第1号の事業計画書
- (2) 高知県立高知城歴史博物館の設置及び管理に関する条例第19条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要であると認める書類